

デジタル変革に関する調査業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年3月

酒田市

目次

1	目的	1
2	業務の概要	1
	(1) 業務名	1
	(2) 業務の内容	1
	(3) 契約方法等	2
	(4) 契約期間	2
3	提案上限額	2
4	担当部署（各書類提出先及び問い合わせ先）	2
5	参加資格要件	2
6	プロポーザル実施日程	3
7	参加表明手続	3
	(1) 提出期限	3
	(2) 提出先	3
	(3) 提出方法	3
	(4) 提出書類	3
	(5) 参加資格確認	3
	(6) 辞退届の提出	3
8	質疑応答	4
	(1) 提出期限	4
	(2) 提出先	4
	(3) 提出方法	4
	(4) 提出書類	4
	(5) 回答方法	4
	(6) 留意事項	4
9	企画提案書作成要領	4

(1) 提出期限	4
(2) 提出先	4
(3) 提出方法	4
(4) 提出書類	4
10 審査方法	5
(1) 基本事項	5
(2) 評価の視点及び採点基準	5
(3) 提案プレゼンテーションの実施.....	7
(4) 審査結果の通知等	7
(5) 審査結果に関する説明.....	7
11 その他.....	8
(1) 企画提案書等の取扱い.....	8
(2) 失格事項	8
(3) 契約の締結.....	9
(4) その他留意事項.....	9

1 目的

本市では、令和3年度から5年度を重点期間とする酒田市デジタル変革戦略を策定し、デジタル技術を活用し、「賑わいも暮らしやすさも共に創る公益のまち酒田」の実現を目指している。中長期的には、市民が個人ごとにIDを所有し、そのIDを基礎として、一度提出した情報は別の手続でも提出せずに済む「ワンスオンリー」の実現や、個人に最適化した新たな行政サービスを提供することを目指している。本事業では、中長期的に目指すサービス実現のため、特に以下の内容を調査することを目的とする。

(1) 市民マイページ構築に関するUI/UXコンサルティング業務

本市では、市民が得たい情報を、一人一人に合わせて過不足なく、適切なタイミングで得られるサービス提供を目指し、現在行っているLINEや公式サイト等での情報提供に加え、個々人の興味や属性に合わせて提供する情報をカスタマイズ可能な市民と市役所とのオンライン上の窓口となる「市民マイページ」の構築を目指している。そのため、現状の酒田市の情報発信状況を調査したうえで、「市民マイページ」に必要な機能、ユーザーインターフェースのあり方、画面デザインを検討し、次年度以降の市民マイページ開発に向けた要件を定義すること。

(2) PHR（パーソナルヘルスレコード）活用による健康寿命延伸の施策に関する調査

本市では、市民の健康寿命を延ばし、健康でいつまでも活躍できるまちを実現することを目指している。そのため、酒田市や医療機関の持つ個人の医療情報等を活用した健康寿命延伸施策を検討し、その実行のためのデータ活用方法や医療情報の管理方法、市民への情報提供方法を明らかにし、次年度以降に実施を検討している実証実験のための仕様を明らかにすること。

(3) 教育の個別最適化施策に関する調査

本市では、児童の学習意欲を引き出し、知識や技能、活用する力を伸ばすことを目指している。そのため、GIGAスクール構想により整備された情報端末を有効活用し、小学生の学力向上を図るため、児童個人の理解度に合わせて最適な学習を行うことのできる教育ソフトを比較検討し、本市において導入すべき教育ソフトとそれらを活用した指導方法の検討を行うこと。

本実施要領は、当該事業を実施するにあたって、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するための手続き等について定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

デジタル変革に関する調査業務

(2) 業務の内容

別冊「デジタル変革に関する調査業務公募型プロポーザル要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(3) 契約方法等

公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で随意契約で委託契約を締結するものとする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月24日まで

3 提案上限額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。
- ・当該金額を超えて経費見積書が提出された場合は、失格とする。

4 担当部署（各書類提出先及び問い合わせ先）

酒田市企画部情報企画課デジタル変革戦略室

- ・所在地 〒998-8540 山形県酒田市本町2丁目2番45号 酒田市役所5階
- ・電話 0234-43-8336
- ・電子メール dx@city.sakata.lg.jp
- ・担当 大沼

5 参加資格要件

本企画提案への参加資格を有する者は、単独企業又は業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、共同企業体については、以下の要件を構成員のすべてが満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告日以後に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- ③ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ④ IS027001 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。
- ⑤ 企画提案書の提出までに、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア) 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿（令和3年・4年度）に登録されていること。
 - イ) 指名競争入札参加者登録簿（令和3年・4年度）に未登録の場合は、企画提案書の提出時までに、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

6 プロポーザル実施日程

項番	内 容	期 日
1	プロポーザル実施公告	令和3年4月1日(木)
2	参加表明書等の提出期限	令和3年4月21日(水) 午後5時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和3年4月26日(月)
4	質問書の提出期間	令和3年4月26日(月) 午後5時まで
5	質問書に対する回答	令和3年4月30日(金)
6	辞退届の提出期限	令和3年5月6日(木) 午後5時まで
7	企画提案書の提出期限	令和3年5月6日(木) 午後5時まで
8	提案内容プレゼンテーション	令和3年5月12日(水) ※予定
9	審査結果通知	令和3年5月13日(木) ※予定

※ このスケジュールは変更する場合があります。

7 参加表明手続

本業務のプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年4月21日(水) 午後5時まで(必着)

(2) 提出先

「4 担当部署」のとおり。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による。

(4) 提出書類

① 参加表明書(様式1の1) 1部

② 共同企業体結成届出書(様式1の2) 1部(共同企業体である場合)

※共同企業体の構成にあたっての協定書は、選定後の契約時に提出すること。

③ IS027001の取得を証明する書類の写し 1部

(5) 参加資格確認

参加資格要件①～④の確認は、前号の参加表明書の提出日をもって行うものとし、その結果は、参加資格の有無にかかわらず、参加資格確認通知書(様式2)により、令和3年4月26日(月)までに電子メールにより通知する。参加資格⑤の確認は、企画提案書の提出日をもって行うものとし、その結果は、企画提案審査結果通知書(様式7)により、電子メールで通知する。

(6) 辞退届の提出

前号の参加有資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事

情等により辞退しなければならない場合は、令和3年5月6日（木）午後5時までに辞退届（任意様式）を持参又は書留郵便により提出すること。

8 質疑応答

本実施要領、要求水準書等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。質問内容及び回答については、参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた全ての者に対して通知する。

（1）提出期限

令和3年4月26日（月）午後5時まで（必着）

（2）提出先

「4 担当部署」のとおり。

（3）提出方法

電子メールにより電子データ（添付ファイル）を提出すること。

（4）提出書類

質問書（様式3）

（5）回答方法

令和3年4月30日（金）までの間、随時、回答書（様式4）により、電子メールで回答する。

（6）留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。

質問の内容は、明確に記載すること。

9 企画提案書作成要領

（1）提出期限

令和3年5月6日（木）午後5時まで（必着）

（2）提出先

「4 担当部署」のとおり。

（3）提出方法

持参又は書留郵便による。

（4）提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出書類それぞれの提出部数のほかに、全ての提出書類の電子データ（PDFファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）を1部提出するものとする。

① 企画提案書（様式5） 正本1部、副本9部

- ・ 企画提案書（様式5）を表紙とし、目次、本編で構成すること。本編は、「10 審

査方法（２）評価の視点及び採点基準」に示す表のと通りの形式で記載し、評価対象項目の記載場所を明確にすること。

※これに則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

- ・ 原則として、用紙の大きさはA4判とし、横書き、左綴じ、両面印刷で作成、製本すること。ただし、図表等の表現の都合上、必要がある場合は、部分的に用紙の方向を変更することや、A3判（折り込み）の用紙を用いることは差し支えない。
- ・ ページ番号は、目次を除いた部分を通し番号とし、項目毎にページ番号を区分しないこと。
- ・ 項目毎のページ数は限定しないが、本編は25ページ以内（A3判は1ページ換算・別添資料を含む。）とすること。
- ・ 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- ・ 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- ・ 記載内容については、要求水準書を参照すること。

② 経費見積書（様式6） 正本1部、副本9部

- ・ 「3 提案上限額」の範囲内で業務に係る経費の見積りを作成すること。
- ・ 正本には、代表者印（社判を含む。）を押印することとし、積算根拠資料を添付すること。積算根拠資料においては、原則として、一式での計上は認めない。必ず積算の内訳を示すこと。
- ・ 副本には、押印、積算根拠資料の添付は不要とする。

10 審査方法

（1）基本事項

審査は、市が設置するデジタル変革に関する調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者の選定を行う。

- ・ 本件プロポーザルは、業務における取組方法、ノウハウ等について提案を求めるものであり、本業務内容についての最終成果品の提案を求めるものではない。
- ・ 審査委員会は、非公開とする。
- ・ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、受託候補者を特定しないものとする。

（2）評価の視点及び採点基準

① 提案書に対する評価の視点

- ・ 要求水準書で求める条件・必須事項について、一項目でも満たさないものがある

場合は、失格とする。

- ・ 審査委員会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、応募者が受注者として適当かどうか各委員が意見を表明し、審査委員会全体で議論し採決する方式によって、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

② 採点基準

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次項目の視点でそれぞれ評価し、評価点を算出する。そのため、作成する企画提案書（様式5）は、次項目と要求水準書のとおり形式で記載し、評価対象項目の記載場所を明確にすること。記載順が次表と異なる項目があった場合、その項目に対し点数を付与しないことがある。

採点にあたっては、企画提案書 470 点・価格点 30 点の計 500 点満点で行うこととする。

③ 企画提案書 記載内容

記載内容については、要求水準書を参照するとともに、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

評価対象項目		配点
1 企画の概要（取り組み方針等）		90
	(1) 酒田市の DX 推進に対する理解	30
	(2) ID 管理基盤構築後の市民サービスに関する提案及びロードマップの提案	60
2 市民マイページに関する UI/UX コンサルティング業務		130
	(1) 酒田市が行っている情報発信状況の現状調査・分析方法	30
	(2) 市民との One to One コミュニケーションのあるべき姿の構想策定	30
	(3) 市民マイページ 及び LINE リッチメニュー UI 制作	30
	(4) 市民マイページの開発に向けた要件定義書の作成	15
	(5) 市民マイページに関する UI/UX コンサルティング業務全般に関する有効な追加提案※	25
3 PHR 活用による健康寿命延伸施策に関する調査		100
	(1) 全国的な健康寿命延伸施策の現状調査方法	5
	(2) 酒田市の健康寿命延伸施策の現状調査方法	5
	(3) 国及び地方公共団体における PHR 活用状況の先進事例調査方法	5
	(4) 酒田市における PHR 活用状況調査方法	5
	(5) 酒田市における PHR 活用及び収集方法の検討方法	50
	(6) PHR 活用による健康寿命延伸施策に関する有効な追加提案※	30
4 教育の個別最適化施策に関する調査		100
	(1) ICT 技術を活用した教育及び教育の個別最適化に関する全国的な現状	5
	(2) ICT 技術を活用した教育及び教育の個別最適化に関する酒田市の現状	5

(3) 教育の個別最適化に関する先進事例	15
(4) 教育の個別最適化施策に関する実証実験方法	50
(5)本市が教育の個別最適化のために導入すべき教育ソフト及びその使用法に関する提言	5
(6) 教育の個別最適化施策に関する調査に関する有効な追加提案※	20
5 事業全般に関する事項	50
(1) スケジュール	5
(2) 進捗管理	5
(3) 資金計画	5
(4) 実施体制	10
(5) 本事業の目的を達成するために有効な追加提案※	25

(注) ※印以外の項目が必須項目である。

(3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、ウェブ会議サービスを用いた企画提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行う。

① 実施予定日

令和3年5月12日(水)

② 所要時間

1企画提案者につき概ね60分(プレゼンテーション40分、ヒアリング20分)

③ 内容

- ・ 企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。
スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。
- ・ プレゼンテーションを行う者は、予定されている本業務のプロジェクトリーダー又は主担当者を基本とする。

④ その他

- ・ プレゼンテーションに関する詳細(実施日時、用いるウェブ会議システムなど)については、参加資格確認結果の通知後に、参加事業者に対して別途通知する。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とし、契約書等へ反映するものとする。

(4) 審査結果の通知等

審査結果については、全ての提案参加者に対して、企画提案審査結果通知書(様式7)により、電子メールで通知する。

また、審査結果は、市のホームページにおいて公表する。

(5) 審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

① 提出書類

任意の様式による書面（A 4判）

② 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

以内の午後5時までとする。

③ 提出先

「4 担当部署」のとおり。

④ 回答

説明を求める書面の提出期限日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

以内に書面にて回答する。

11 その他

（1）企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案は、1者又は1共同企業体につき1案のみとする。
- ② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための経費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- ③ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとす。
- ④ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号）の対象行政情報となるため、情報公開請求があった場合、公開することがある。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとし、本件プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。
- ⑧ 企画提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は情報公開等のために複製を作成することがある。
- ⑨ 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、事業者選定後に締結する契約に反映する。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、酒田市は、選定事業者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

（2）失格事項

- ① 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- ② 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

- ⑤ 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査委員会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの。
- ⑥ 提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかったもの。
- ⑦ 見積額が提案上限額を超えているもの。

(3) 契約の締結

- ① 本件プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、市と受託者で協議して実施するものとする。
- ② 最優秀提案事業者に選定された者は、本市との協議が整い次第、予定価格の範囲内において随意契約で委託契約を締結するものとする。
なお、委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。
- ③ 最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合において、次点者が受託候補者として妥当と認められる場合にのみ、当該次点者と協議を行う。
- ④ 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則（平成 17 年規則第 58 号）その他の市の契約に関する規定に定めるところによる。
- ⑤ 契約の締結後において、受託者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本件プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。

(4) その他留意事項

- ① 当該事業の実施に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ② 電子媒体での提出を求める様式に関しては、原則として、Microsoft Word、Excel、PowerPoint で読み込み可能なファイル形式で作成すること。

《様式一覧》

- ・ 様式 1 の 1 参加表明書
- ・ 様式 1 の 2 共同企業体結成届出書
- ・ 様式 2 参加資格確認通知書
- ・ 様式 3 質問書
- ・ 様式 4 回答書
- ・ 様式 5 企画提案書
- ・ 様式 6 経費見積書
- ・ 様式 7 企画提案審査結果通知書